

～マニフェスト制度の強化～

改正概要

- ① マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付者は、交付したマニフェストの写し(いわゆるA票)を5年間保存しなければならないこととする。
- ② 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととする。
- ③ ①②に違反した者については、措置命令(第19条の5)の対象に追加。
また、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

The image shows a screenshot of an industrial waste manifest form (A票) in Japanese. It contains fields for the date (18.3.3), manifest number (2000000002), and various details about the waste transfer, including the quantity (500kg) and the recipient's information. The form is titled '産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票'.

※ ②の例外

電子マニフェストを使用している、排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた電子マニフェストを使用できる処理受託者は、②の限りでない。

また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については②の禁止の対象外。

効果

- 委託先から送付を受けたマニフェストの写し(いわゆるB～E票)との照合が可能になり、委託処理の終了を適正に確認することに資する。
- マニフェストを伴わない委託処理を防止し、排出事業者責任の徹底を図る。